

機械器具1 手術台及び治療台
一般医療機器 分娩台（13960000）

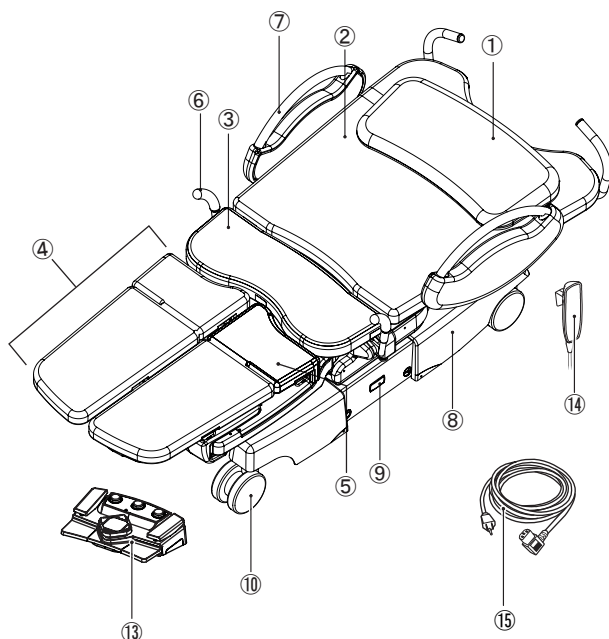
分娩台 DG-860 (搬送キャスター仕様)

【形状・構造及び原理等】

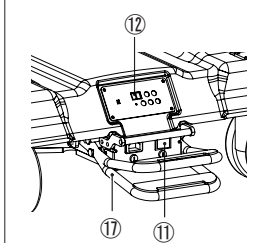
1) 作動原理

本製品は、電源コードを接続して使用します。フットスイッチおよびハンドスイッチで操作し、本体・バックレスト・シートが昇降し、脚板が開閉します。

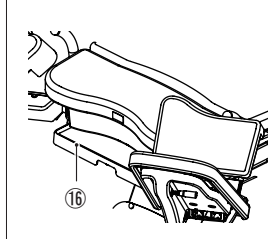
2) 外観図



ベース背面図



開脚した時の図



- ①枕 ②バックレスト ③シート ④脚板 ⑤下腿受け
⑥怒責グリップ ⑦サイドフェンス ⑧ベース ⑨赤外線受光部
⑩キャスター ⑪電源スイッチ ⑫サブスイッチパネル
⑬フットスイッチ ⑭ハンドスイッチ ⑮電源コード
⑯新生児受け ⑰キャスターロックペダル

3) 機器の分類

- ①電撃に対する保護の形式による分類：クラスⅠ機器
②電撃に対する保護の程度による分類：B形装着部

4) 電氣的定格

- ①定格電圧：AC100V
②電源周波数：50/60Hz
③電源入力：480/510VA

〈動作保証条件〉

下記の条件にて使用すること。(但し、結露しないこと)

温度…10℃～40℃

湿度…10%～90%

気圧…700hPa～1060hPa

【使用目的又は効果】

本製品は、調節可能な診断・処置台で、陣痛・分娩時、および妊娠に関連した他の診療・処置時に、女性の体位を適切な位置に支持することを目的としています。

【使用方法等】

〈使用方法〉

- ①キャスターロックペダルを操作し、キャスターをロックする。
- ②本製品は電源スイッチを入れて使用する。
- ③フットスイッチおよびハンドスイッチの操作にて分娩台の本体やシートを下限位置まで作動させる。
- ④患者が本製品に乗る。
- ⑤施術しやすい本体高さやバックレスト角度、シート角度、脚板の角度になるように本製品を作動させる。
- ⑥施術終了後分娩台の本体を下限位置まで作動させる。

本製品は患者を乗せたまま移動させることができます。

製品の詳細な操作方法および使用方法については
付属の取扱説明書「使い方」の項を必ず読むこと。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

- 1) 患者および使用者の手・指・身体・衣服の一部を製品の可動部や可動部の周辺に近寄させないこと。
- 2) 製品周辺に、患者以外（特に小児など）を近づけないこと。やむを得ず、患者以外を近づける場合、製品の操作中は、患者以外の安全にも考慮すること。
- 3) 他の医用電気機器と併用する場合、電磁的影響による不正確な動作が発生することがないか使用前に確認すること。
- 4) プリセット作動およびオートリターン作動を途中で止めたいときは、フットスイッチのいずれかのペダルを踏むかハンドスイッチのいずれかのボタンを押すこと。踏んだ（押した）位置で作動が停止します。本製品を再び操作するには一度全てのペダルおよびボタンを離れたあと、いずれかのペダルおよびボタンを踏んで（押して）操作すること。
- 5) 本製品を移動させるとき以外、必ずキャスターを固定させること。
- 6) 患者を乗せて本製品を移動させるときは、サイドフェンスを設置し、電源を切り、電源プラグや機器用コネクターを抜くこと。
- 7) 患者を乗せて本製品を移動させるときは、固定したサイドフェンス、バックレストまたはサポートグリップを持って移動させること。
- 8) お手入れは取扱説明書に従って実施すること。

本製品には取扱説明書がありますので、必ず確認してください。

1E0BCRA0

【保管方法及び有効期間等】

〈耐用期間〉

- ・本製品の耐用期間は、正規の保守点検をした場合に限り
10年間です。〔自己認証（当社データ）による〕
- ・シートなどのクッション類、およびスイッチ類は使用環境
によって異なります。

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項〉

保守点検には日常点検と定期点検があります。

- ・日常点検
詳細については取扱説明書の「保守点検」の項に記載して
います。日常点検内容を確認し、必ず実施してください。

点 検 頻 度	点 検 内 容
始業前	設置状態の確認
	電源スイッチの確認
	フットスイッチを操作したときの作動確認
	ハンドスイッチを操作したときの作動確認
	脚板の可動／固定の確認
	脚板の下腿受けの可動／固定の確認
	サイドフェンスの固定の確認
	怒責グリップの固定の確認
	新生児受けの固定の確認
	上昇させた部位が一定位置で停止しているかの確認
始業前/終業後	外観の確認
	キャスターロックペダルの確認

- ・定期点検
使用頻度に合わせて機能低下や消耗する部品、部位がありますので、1年に1度を目安にした定期点検による保守（消耗品交換を含む）と、安全性確認を推奨します。
定期点検の内容に関しては取扱店または直接当社にご連絡ください。

〈業者による保守点検事項〉

業者による保守点検（定期点検）を実施するときは当社または当社の指定する業者、若しくは修理業者などの適切な資格者に依頼すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
タカラベルモント株式会社
TEL：06-6212-3620

本製品には取扱説明書がありますので、必ず確認してください。